

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「24,600円」を「27,000円」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 政令附則第16条第1項又は第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者 32,400円

イ アに掲げる者以外の者 37,800円

第6条第4号ア中「第11条第1項」を「第17条第1項」に、「44,280円」を「48,600円」に改め、同号イ中「49,200円」を「54,000円」に改め、同条第5号中「51,660円」を「59,400円」に改め、同条第6号中「61,500円」を「70,200円」に改め、同条第7号中「73,800円」を「83,700円」に改め、同条第8号中「83,640円」を「94,500円」に改め、同条第9号中「88,560円」を「99,900円」に改め、同条第10号中「98,400円」を「110,700円」に改める。

第12条第1項並びに第13条第1項及び第2項中「認められる」を「認める」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険の第1号被保険者に係る保険料率を改定する等のため、所要の改正をする必要による。